

枚方市条例第 23 号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年枚方市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第2項中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例（昭和41年枚方市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年枚方市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(枚方市監査委員条例の一部改正)

第4条 枚方市監査委員条例（平成6年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。